

現場代理人の直接的な常時雇用について

○ 「直接的な雇用関係」とは、技術者等とその所属事業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

「常勤(常時雇用)」とは、事業所においてフルタイムで勤務する形態をいいます。

「従業員」とは、事業主に直接的な雇用関係のある労働者のうち雇用期間の定めのないフルタイム労働者をいいます。

従って、以下の様な雇用形態の従業員は常勤従業員には該当しません。

- 1 在籍出向者、派遣社員については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。
 - 2 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであり、常勤従業員には該当しません。
 - 3 「この業務が完了するまで」というものも雇用期間を限定されたものであり、常勤従業員には該当しません。
 - 4 他の従業員が25日の勤務であるのにもかかわらず、当該者が10日の勤務だけでよいというものは、「常勤」の要件に欠け、また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間だけでよいというのも、「常勤」の要件に欠けるため、常勤従業員には該当しません。
- 雇用関係を確認できる書類を下記に示す。
- 1 健康保険被保険者証
 - 2 源泉徴収票
 - 3 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - 4 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書